

丹波篠山市桜ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波篠山市の木（平成16年篠山市告示第2号）である桜を将来につなげる地域ビジョン（以下「桜ビジョン」という。）を桜の管理に関わる多様な主体の参画により策定するため、丹波篠山市桜ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 桜ビジョンに関すること。
- (2) その他委員会設置の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) ささやま桜協会の構成員
- (2) 丹波篠山市自治会長会の構成員
- (3) 丹波篠山市造園組合の構成員
- (4) 丹波篠山市商工会の構成員
- (5) 一般社団法人丹波篠山市観光協会の構成員
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項において、委任状を提出した委員は会議に出席したものとみなし、

議事を決する場合は、委任状によって指名された者が代理してその可否を示すものとする。

5 会議は、委員長の判断により、書面又はオンライン等の方法により開催することができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流部が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。